

平成 30 年度一般会計補正予算について

平成 30 年度名古屋市一般会計補正予算案のうち教育に関する事務に係る部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により教育委員会の意見を求められますので、別紙の説明資料を提出します。

平成 31 年 2 月 8 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

平成30年度2月補正予算の概要（教育委員会所管分）

件名	金額	概要
<p>子ども適応相談センターサテライトスクール教育相談室等の復旧</p>	<p>千円 60,000 〔繰越明許〕 60,000</p>	<p>1 趣旨 平成30年8月に発生した台風21号により屋根が損傷し、被害を受けた子ども適応相談センターサテライトスクール教育相談室及びスポーツ振興会館会議室等の内装を復旧</p> <p>2 内容 天井材、壁材、床材の復旧</p> <p>3 繰越明許費 年度内に整備が完了しないことから、全額を翌年度に繰越</p>
<p>特別教室の空調設備整備</p>	<p>206,800 〔繰越明許〕 206,800</p>	<p>1 趣旨 国の防災・減災、国土強靱化等に伴う補正予算を活用し、学習環境の充実を図るため音楽室及び図書室に空調設備を整備</p> <p>2 内容 音楽室 小学校35校、中学校10校 図書室 小学校30校、中学校19校</p> <p>3 繰越明許費 年度内に整備が完了しないことから、全額を翌年度に繰越</p>

件 名	金 額	概 要
管理諸室の空調 設備改修	千円 1,285,000 ( 繰越明許 ) 1,285,000	1 趣 旨 老朽化した保健室や職員室等の空調 設備の改修  2 内 容 小学校 169 校 中学校 76 校 高等学校 7 校 特別支援学校 1 校  3 繰越明許費 年度内に整備が完了しないことか ら、全額を翌年度に繰越
学校のブロック 塀撤去等	395,600 ( 繰越明許 ) 395,600	1 趣 旨 国の防災・減災、国土強靱化等に伴 う補正予算を活用し、現行の建築基準 に不適合のブロック塀撤去及びフェン スの新設等  2 内 容 小学校 36 校、中学校 9 校 幼稚園 3 園  3 繰越明許費 年度内に整備が完了しないことか ら、全額を翌年度に繰越

件 名	金 額	概 要
教育館の移転改築	千円 — (繰越明許) 673,000	<p>1 趣 旨            現在工事中の教育館の移転改築工事について、工事進捗の遅れにより、平成 30 年度の出来高が想定どおり上がらない見込みであるため、所要額を翌年度に繰越して実施するもの。</p> <p>2 スケジュール            31 年 7 月 新教育館供用開始</p> <p>3 繰越明許費            年度内に出来高が上がらない見込みであるため、所要額を翌年度に繰越</p>